

定期預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名(愛称名)	ATMスーパー定期・ATM 期日指定定期
販売対象	・個人
期間	<p>【ATM スーパー定期】定型方式---1 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 【ATM 期日指定定期】最長 3 年(据置期間 1 年)</p> <p>満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 カ月前までに通知が必要です</p> <p>・いずれも自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いとなります</p>
預入	<p>①預入方法 ・現金による一括預入のみ</p> <p>②預入金額 ・10,000 円以上 100 万円以下</p> <p>③預入単位 ・1,000 円単位(硬貨取扱不可)</p>
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
利息	<p>①適用金利 ・固定金利です ・預入時の店頭表示利率+0.01%を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します</p> <p>②利払方法 ・お預け入れ時の定期預金種別により、スーパー定期または期日指定定期の利払い方法、計算方法に準じて取扱い致します</p> <p>③計算方法 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算</p>
税金	<p>・利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)</p> <p>※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります</p>
手数料
付加できる特約事項	<p>・総合口座定期預金は、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)</p> <p>・マル優の取扱いができます</p>
中途解約時の取扱	・お預け入れ時の定期預金種別により、スーパー定期または期日指定定期の利払い方法、計算方法に準じて取扱い致します
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時~17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください</p> <p>【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です</p>
その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</p> <p>・通帳式定期預金と総合口座定期預金のみのお取り扱いとなり、ATMで初めて作成する場合は窓口で手続きが必要です(通帳の作成および解約は窓口手続きとなります)</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です</p> <p>・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)</p>

(1/1)

預-30